

第962回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和4年11月18日（金）午後1時
- 2 招集場所 第二会議室
- 3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員（佐浦委員欠席）

4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長，遠藤副教育長，渋谷参事兼総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，鏡味教職員課長，佐々木義務教育課長，遠藤高校教育課長，市岡特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，大宮司保健体育安全課長，武田参事兼生涯学習課長，天野技術参事兼文化財課長 外

- 5 開 会 午後1時

6 第961回教育委員会会議録の承認について

伊 東 教 育 長 （委員全員に諮って）承認する。

7 第962回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊 東 教 育 長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 職員の人事について

伊 東 教 育 長 「7 議事」については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。
（委員全員に諮って）この審議等については，秘密会とする。
秘密会とする案件について，先に審議等を行うこととしてよろしいか。
（委員全員異議なし）

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

「管理職を含めた全教職員のジェンダー平等研修についての請願書」への対応について

（説明者：遠藤副教育長）

「管理職を含めた全教職員のジェンダー平等研修についての請願書」への対応について御説明申し上げます。資料は，1ページである。

本年11月4日付けで県立高校共学教育の充実を求める会から「管理職を含めた全教職員のジェンダー平等研修についての請願書」が提出された。この請願では，共学教育をより実質的なものにするためジェンダー論，男女共同参画及びジェンダー平等の意義等の研修を，管理職を含む全ての教職員に定期的に継続して行うことを求めている。

男女共同参画社会の実現に向け，男女共同参画に関する教職員の理解を促進することは，児童生徒の男女共同参画意識を育むための基盤ともなるため，とても重要なことであると認識している。

これまで，初任者，新任校長，新任教頭のタイミングをとらえて，総合教育センターにおいて実施する教職員研修の中で，男女共同参画を取り上げ，その意識の醸成を図ってきたところである。

今後とも，引き続き，男女共同参画に関する研修の充実を図っていく。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員
教 職 員 課 長

研修の具体的な内容について伺いたい。

男女共同参画については、新任校長研修、新任教頭研修、初任者研修等の中で扱っている。内容としては、知事部局の環境生活部共同参画社会推進課の職員に、ワークライフバランスに関する内容や、性別による固定的な役割分担など無意識での偏ったものの見方、いわゆるアンコンシャス・バイアスにどのように気づくかといった内容について、チェックリストなどを踏まえて説明していただいている。

千 木 良 委 員
高 校 教 育 課 長

学校教育の中でのジェンダー平等についてはどのように扱われているのか。

高等学校においては、公民や家庭科において性差によらない共同参画の在り方等について、教科書にも明記されており、それぞれの単元で学ぶことになっている。また、学校によっては特別活動の一環として、外部講師を招いて講演会等を開催するなどして学習を進めている。

小 川 委 員
教 職 員 課 長

これまで研修を受講された教員の反応や、今後に向けた課題などについて伺いたい。

これまで受講された方々の具体的な反応については、持ち合わせていないため回答できかねる。今後の課題については、研修で学んだことを実践していくことはもちろん、校内で研修を受講するタイミングではない教員に対しても広めていくということが必要と感じている。

伊 東 教 育 長

研修の充実を通じて、男女共同参画やジェンダー平等ということに対する教職員の理解を促進し、学校、ひいては児童生徒のそうした意識を育んでいくことは非常に重要であるため、今後も取り組みの充実を図ってまいりたいと考えている。請願者に対してはそのような内容で回答することとなる。

10 専決処分報告

第386回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：嘉藤副教育長)

第386回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月9日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第386回宮城県議会(11月定例会)提出予算議案」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、5,750万円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、物価高騰の影響を受けている県立学校等の奨学給付金及び就学奨励費を受給している保護者等に対して支援するための経費を計上している。

次に、「3 債務負担行為」であるが、既に議決を受けている名取支援学校及び利府支援学校プレハブ校舎の賃借について、期間を変更するほか、蔵王自然の家宿泊棟等改修工事や県美術館の常設展及び東北歴史博物館の特別展の開催に係る委託業務などについて、それぞれ必要な期間及び限度額を設定するものである。

次に、資料5ページ「第386回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案であるが、議第195号議案及び議第196号議案は、県立学校において使用するタブレット端末等一式を取得することについて、議第202号議案は、(仮称)南部地区職業教育拠点校の校舎等新築工事に係る工事請負変更契約の締結について、それぞれ、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育

長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月9日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

1.1 課長報告等

(1) 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)等の結果について

(説明者：義務教育課長)

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)等の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページ及び別冊1、別冊2である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「2 令和3年度における宮城県長期欠席状況調査」、それぞれの調査の概要について御説明申し上げます。

「1」の調査については、毎年度文部科学省が主体となり、暴力行為やいじめ等の問題行動及び不登校等の生徒指導上の諸課題について調査しているものであり、調査対象は、仙台市を含む国立・公立・私立全ての小・中学校及び高等学校、特別支援学校等となっている。

「2」の調査については、本県教育委員会が主体となり、不登校児童生徒について独自に調査したものであり、調査対象は、仙台市を除く県内の全ての公立小・中学校となっている。

なお、「1」の調査は、統計法に基づく国の調査であり、統計法第40条に定められた「調査票情報等の利用制限」により、国の公表内容において、県ごとの数値が公表されていないものについては、公表できないこととなっている。また、令和2年度は2か月の臨時休校があったことから、令和3年度結果については、単純に前年度と比較できないことを御理解願いたい。

それでは、「1」及び「2」の調査結果について、それぞれ別冊1、別冊2で御説明申し上げます。

別冊1の1ページを御覧願いたい。「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは、記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」を御覧願いたい。ここでいう暴力行為とは、児童生徒が故意に目に見える物理的な力を加える行為であり、本調査では、怪我がない場合や、物を壊した場合等も計上している。また、暴力行為の発生件数は、一人の児童生徒が暴力行為を複数回起こした場合、その都度、件数としてカウントされることになっている。「①発生件数」は、御覧のように小・中・高等学校全ての校種で前年度から増加している。児童生徒1,000人あたりの発生件数は、前年度から1.4件増加し、9.9件で、全国平均値を3.9件上回っている。

次に、別冊1の2ページ「②形態別発生状況」を御覧願いたい。小学校では、生徒間暴力は前年度並みであるが、対教師暴力・対人暴力は増加しており、中学校では、対教師暴力・対人暴力が減少し、生徒間暴力は大きく増加している。特定の児童生徒が感情を抑えられずに繰り返し教員や友達等に当たってしまうケースや、ささいな言い争いやからかいなどから暴力に発展したケースなどが報告されている。高等学校については、対教師暴力が前年度並みで、生徒間暴力は増加、対人暴力は減少している。器物損壊については、小・中・高等学校ともに増加した。

続いて、同じ2ページの中ほどを御覧願いたい。「(2) いじめ」の「①いじめ認知件数」についてである。小・中学校、高等学校、特別支援学校の全てで認知件数が増加している。児童生徒1,000人あたりの認知件数は62.9件で、全国値と比較して15.2件高い値となっている。

「②解消率」については、校種ごとの数値は公表されておらず、本県の4つの校種を合わせた数値は81.9%であり、全国の80.1%と比較すると、1.8ポイント高くなっている。いじめの解消については、安易にいじめが解消したと捉えず、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な観察を行うことが大切であると考えている。これからも学校に対して、この考え方に基づく対応の周知徹底を図っていく。

「③いじめ重大事態の発生件数」については、本県では小・中・高等学校、特別支援学校を合わせた発生件数が19件で、内、1号が4件、2号が15件、1,000人当たりの発生件数は0.08件となっている。重大事態に関しては、「疑い」が生じた段階で調査を開始すべきものであるため、今回報告している発生件数は、法に基づき調査すべきものを適切に調査した結果と言える。

次に、3ページの「(3)小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)」を御覧願いたい。まず、小・中学校についてであるが、表にある長期欠席総数のうち、不登校児童生徒数は、小・中学校ともに前年度より増加した。不登校出現率については、小学校において1.46%、中学校においては6.01%となっており、全国平均値と比較すると、小学校は0.16ポイント、中学校は1.01ポイント上回っており、全国と比べ高い状況にある。

ここで、別冊2の1ページを御覧願いたい。小・中学校における不登校の状況について、「宮城県長期欠席状況調査」の結果をもとに御説明申し上げる。

「1 調査の趣旨」から「4 回答方法」までは、記載のとおりである。「5 調査結果の概要」の「(1)長期欠席の概要について」は、枠囲みの記載のとおり、長期欠席児童生徒数が小学校で392人、中学校で621人増加している。不登校児童生徒数は、小学校で231人増加し、中学校では497人の増加となった。

2ページを御覧願いたい。「6 不登校児童生徒の状況について」の「(1)①不登校児童生徒の学年と不登校のきっかけ・継続要因について」であるが、グラフのとおり、不登校児童生徒は、学年が上がるにつれて増加し、中学1年で急増した後、中学3年ではやや減少している。

3ページを御覧願いたい。下の枠囲みに記載のとおり、不登校のきっかけは、小学校では「気力がわかない」や「親子の関わり方」「不安等の情緒的混乱」が多く、中学校では「気力がわかない」や「不安等の情緒的混乱」「勉強が分からない」が多くなっている。不登校の継続要因は、小・中学校とも「気力がわかず何となく登校しない」や「登校に不安がある」が多くなっている。

次に、4ページの中ほどを御覧願いたい。「(2)家庭での過ごし方」については、平日の昼間、学校がある時間帯に家庭でどのような過ごし方をしているのかを調べたものである。小・中学校ともに「インターネット、スマートフォン」が最も多く、小学校で56.9%、中学校では68.8%となり、かなりの部分を占めていることが分かった。また、「寝ている」という回答が、小・中学校ともに20%程度となり、昼夜逆転の傾向もうかがえる。

この結果から、不登校児童生徒の支援においては、家庭の理解と協力を得ながら、生活習慣の改善を図ることが重要であると捉えている。「学習している」という児童生徒の割合は小・中学校ともに約37%であった。

5ページからは、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、令和元年度調査から新たに項目を加えたものであり、令和3年度分については選択肢等をさらに見直し、実態をより反映できるようにした。中ほどの「(3)不登校児童生徒に対するアセスメントについて」を御覧願いたい。支援計画を立てた児童生徒数は小学校が689人、中学校は1,297人で、前年度比較で小・中学校それぞれ約160人増加している。また、そのうち、専門職によるアセスメントを基に支援計画を立てた数は、小学校が465人、中学校は952人であった。これについても、人数としては増加しているものの、割合で見るとやや減少している。不登校児童生徒支援にとって、専門家によるアセスメントに基づく個別の支援計画を立てた指導は非常に重要であるため、引き続き各市町村教育委員会を通じ、各学校に働き掛けていく。

続いて7ページを御覧願いたい。「(4)学校における他機関等との連携について」は、小・中学校とも、7割程度の不登校児童生徒に関して外部の機関と連携していることが分かった。

8ページを御覧願いたい。「(5)教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保について」は、学校が把握している範囲となるが、小学校で90.2%、中学校で86.8%の児童生徒に教育機会の確保ができていたという結果となり、小・中学校とも前年度より増加している。教育機会の確保がされていない児童生徒については、学校や支援機関が電話連絡及び家庭訪問等で働き掛けているところである。

本調査の結果から、不登校児童生徒に対しては、専門家を交えたアセスメントを充実させるとともに、外部機関との連携を図り、一人ひとりの居場所や学びの機会の確保に努めていく必要があると考えている。

なお、本調査の詳細分析は、宮城教育大学の協力を受けながら進めているところである。別冊2については、以上である。

別冊1の4ページにお戻りいただき、「高等学校の不登校」及び「(4) 高等学校の中途退学」を御覧願いたい。不登校出現率は2.79%で、前年度より0.76ポイント増加した。依然として高い水準で推移しており、校内における組織的な取組とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家によるきめ細かな支援の充実をより一層図っていく必要があると捉えている。中途退学率は1.3%となり、全国値の1.2%と比較すると0.1ポイント上回っている。今年度は、大幅に減少した前年度と比較するとやや増加しているが、震災後のピークであった平成25年度の2.0%からは概ね減少傾向にある。

最後に、5ページの「5 県教委としての対応」である。暴力行為の発生件数やいじめの認知件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響により登校日数が大幅に減った前年度と比べ休校等が減少したことや、行動制限が徐々に緩和される中、児童生徒同士が関わり合う機会が多くなったことなどが影響していると考えられる。また、不登校児童生徒数については、小・中・高等学校全てにおいて前年度より増加していることから、学校に登校していない児童生徒に対する教育機会の確保に向けた取組をより一層推進していく必要があると捉えている。

今後も、子供たちの不安や悩みを受け止め、一人ひとりに寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進するとともに、今回の調査結果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、県教育委員会としての取組を一層推進していく。

いじめについては、その深刻化を防ぐため、積極的に認知し、適切に対応することが重要であり、認知件数の増加を肯定的に捉える考え方が学校・市町村教育委員会をはじめ、社会的に一定程度定着してきていると考えている。本県では、各学校が積極的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にあり、今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめが起これにくい環境づくりと早期発見、そして、児童生徒による主体的ないじめ未然防止の取組の促進に努めていく。また、スクールロイヤーを活用したいじめ予防教室や法的相談の実施、ネット被害の未然防止に向けたフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発、ネットパトロールの実施等もさらに推進していく。

次に、不登校児童生徒支援についてであるが、小・中学校においては、すべての児童生徒にとって学校が楽しく安心できる場として生活できるよう、「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」を一層推進するとともに、教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を行う「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」における支援の充実を図っていく。令和4年度は、実践校を38校まで増やしており、現在、教室利用の児童生徒の多くに、出席率向上等の兆しが見られている。また、県内33市町村に設置されている「みやぎ子どもの心のケアハウス」における学校以外の居場所や学びの場の提供を継続するとともに、各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的なアセスメントに基づいた児童生徒一人ひとりの個別の支援計画を作成し、見直しをもって支援に当たるなど、組織的な取組を推進していく。

今後も、教育機会確保法の趣旨に基づき、不登校は問題行動ではないという認識のもと、「どこにいても、誰かとつながっている」をコンセプトに、フリースクール等民間団体との連携促進を図ったり、1人1台端末の活用を促進したりしながら、学校に登校していない児童生徒の支援の充実を図っていく。

高等学校においては、震災時に幼稚園や小学校低学年だった生徒が入学しており、新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しながら、幼保・小・中学校と連携した心のケアを継続して行っていく必要があると考えている。また、すべての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、高等学校の要望を踏まえながら、スクールソーシャルワーカーや学校生活適応支援員等を配置することで、問題行動・不登校等の未然防止及び早期発見に対応できるよう、引き続き、校内の生徒指導体制や教育相談体制の充実を図っていききたい。さらに、高校入試では、不登校のみをもって不利とならないよう配慮している。

今後は、調査結果の分析を共有しながら、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等との連携を密にし、問題行動等への対応や、学校に登校していない児童生徒への支援を一層推進し、諸課題の解決に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋 藤 委 員

宮城県は不登校の発生率が高いという結果ではあるが、それに対してきちんと対策を取ったことで、出席率の向上が見られるようだ。特に、教育機会の確保については、令和元年度からの3年間を比較してみると毎年確保できているとの回答が増えている。このような結果を得られたことについて、どのような取組が有効だったと考えているか。

義 務 教 育 課 長

県としても「不登校児童生徒学び支援教室充実事業」として、別室の運営を充実させる支援をしているが、別冊2の9ページにもあるとおり、中学校では教育機会確保の具体例として「別室」が圧倒的に多い。これは学び支援教室だけではなく、各学校が自校努力で頑張っている結果だと思う。また、資料に記載はないが別室で支援に当たっているのは、空き時間の教員や養護教諭のほか、教頭や校長という場合もある。このように、県の事業として配置している方はもちろん、それ以外にも多くの教員が、登校していない児童生徒の教育機会を確保するために努力していることがいちばんの要因であると考えており、感謝している。余談ではあるが、宮城県は不登校の出現率や児童生徒数が高い値となっているが、一斉休校等の影響がない平成30年度から令和3年度の不登校の児童生徒数の増加状況について、県と全国を比較したところ、小学校では宮城県が68.8%増に対し、国が81.7%増、中学校では、宮城県が27.1%増に対し、全国が36.6%増であった。いかに本県の教員が、別室などの居場所を作って子供たちの登校を促し、学校で成長を果たしてほしいとの思いで努力しているのかが伝わると思い、御紹介させていただいた。

齋 藤 委 員

教育機会の確保が順調に進んでいることが、教員の皆さんの努力によるものということがよくわかった。管理職の方も協力していただいているとのことで、私からも感謝申し上げます。子供たちを近くで見ている教員の皆さんに頑張ってくださいということがいちばんだと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。もう1点、別冊2の4、5ページの「家庭での過ごし方」について、3つまで選択できるので「インターネット、スマートフォン」が高くなるのは当然だと思うが、一方で40%弱が「学習」を選択していることは、家庭で過ごしていても学習に対する意欲が衰えていない子供たちがこれだけいるのだということだと思う。また、家庭での学習に使っているのは学校から提供されている教材ということで、これも教員の皆さんの努力の結果だと思うし、子どもたちが学校から離れていかないようにするための努力は今後も続けていっていただきたいと思う。

小 川 委 員

別冊2の2ページに中学1年で不登校生徒数が急増しているとある。その対策として、以前は小中連携の取組として中学生が小学校に行ったり、小学生が中学校生活を体験したりといった交流をすることで、中学校に対する敷居の高さを感じないようにする取り組みをされていたかと思う。コロナ禍で中断してしまっているのかもしれないが、成果は出てきているのか伺いたい。

義 務 教 育 課 長

おっしゃるとおり、コロナ禍で以前のようにできなくなっている学校もあるようだ。一方で、GIGAスクール構想で整備されたタブレット端末等を活用して交流を図っている学校もあると伺っている。対面での交流がいちばん良いとは思いますが、それぞれの学校で工夫しながら可能な限り交流が途切れることのないよう取り組んでいただいているので、我々としてもそういった取組がさらに広がるようにしてまいりたい。

小 室 委 員

家庭での過ごし方や学習に関連してだが、中学生の娘も学校の宿題を1時間半くらいかけて解いている。小学生の時は、担任の先生が子供たち1人ひとりの苦手分野に合わせて宿題を追加で出してくださったこともあり、宿題にきちんと取り組んだことが積み重なって身につけていることがよくわかった。同時に、朝に提出された宿題を帰りに丸付けして返すことになるため、先生が休み時間に子供たちと触れ合う時間があまり取れないことに悩んでいる姿も見てきたが、そうした努力が、確実に子供たちの力にな

っていると感じている。

千木良委員

生活習慣の乱れからなんとなく学校に行けなくなり、そのまま不登校になってしまうということもあるようだ。先日の教育懇話会でメディアとの付き合い方についての講演があり、講師の先生とお話する機会があったが、生活習慣が乱れると虫歯も多くなるのお話もあった。私も登校できていない子供の診察をすることがあるが、良い状態を保っている子供もいて、歯科医院が社会と唯一関わる場所というような場合がある。一方で、どんどん状況が悪くなる子供もおり、かなり生活習慣が乱れていることがわかることもある。歯科校医としては歯を治すことが使命ではあるが、歯だけではなく生活全体を根本的に見直さなければいけないと思うことも多く、歯だけを治して終わりでは良いのかいつも葛藤している。虐待されているのではないか、ネグレクトによって家庭の中に誰もその子のことを見ている方がいないのではないか、そのように感じてもそちらの方までアプローチできない自分にもどかしさを感じている。そういったことも踏まえ、最近では学校側も検診で虫歯が見つかった時に、家庭に対して単に虫歯があるので治してくださいといった案内を出すだけのアプローチではいけないと感じる。そういった状況を改善していくために、歯や体の変調から生活習慣の乱れや不登校につながりそうな傾向が見えるのであれば、根本的な原因の解決に向けてもっと教育と医療が協力して子供にアプローチしていく体制が必要であると思う。

義務教育課長

大変示唆に富んだ御指摘をいただいた。教育の分野だけでは難しいというのはそのとおりであるが、県教委という立場では家庭の中に入ることが難しい部分もある。市町村教育委員会の教育長の方々とお話しさせていただく中では、家庭の中に入っていくのはやはり学校だという話も出たが、学校だけに任せきりにするのではなく、医療や福祉など教育以外の様々な視点も踏まえて、どのように子供たちの成長を豊かなものにしていくのか議論していかなければならないと感じた。今後、検討していく際の視点としたい。

(2) 令和4年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

令和4年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について御説明申し上げます。資料は、2ページ及び別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。まず、「1 目的」から「4 実施期間」については資料に記載のとおりである。

次に、「5 学力状況調査結果の概要」についてであるが、国語、数学、英語の3教科とも基礎的・基本的知識については概ね定着がみられたものの、知識を活用して課題を解決したりする力が不足しているという結果となった。

続いて、調査結果の詳細について、別冊を用いて御説明申し上げます。はじめに、別冊1ページを御覧願いたい。

今年度から新たに「Pick Up!」というページを設けた。これは、各教科の調査結果から特に課題があると考えられる内容を取り上げ、過去に出題した類題との比較や高校入試の結果との関連に着目して分析し、調査結果からわかる課題への対応を示すことで、各学校での授業改善に向けた参考となるように設けたものである。また、別冊7ページを御覧願いたい。こちらには「分析結果から見える授業づくりのポイント」というページを設け、各教科の課題に対する授業改善のポイントを示している。

次に、別冊5ページにお戻り願いたい。国語の共通問題正答率は、前年度より5.2ポイント上昇している。基礎的・基本的な漢字の読み書きや文法に定着がみられ、古文においても、基礎的・基本的知識の定着が進んでいるものと考えられる。

次に、別冊13ページを御覧願いたい。数学については、「図1」のグラフを御覧願いたい。昨年度同様、広い範囲にほぼ均一に分布する結果となり、高校での学びに十分に対応できている生徒がいる一方で、特

に義務教育段階における基礎的な知識や技能の理解や定着が不十分なまま、高校の学習に臨んでいる生徒が同程度の割合でいることが分かる結果となった。各高校では、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容について学び直しの時間を設けたり、生徒が主体的に取り組むことができる授業づくりを進めたりするなどの工夫を行っているところであり、引き続き丁寧な指導が必要であると考えている。

次に、別冊26ページを御覧願いたい。英語については、正答率が前年度より11.9ポイント上昇しており、基礎的・基本的な知識の定着が前年度より進んだ様子がうかがえる。

次に、学習状況等に関する調査結果について御説明申し上げる。別冊36ページを御覧願いたい。

「(2) ①授業の内容の理解」についての調査では、「理解できている」生徒の割合が、ここ数年増加傾向にあるが、1年生から2年生に進級すると、肯定的な回答が減少する傾向が続いている。

次に、別冊39ページを御覧願いたい。「(5) ②課題を見つけたり、解決したりする学習活動と授業理解度」に関する調査では、課題を見つけたり、解決したりする学習活動を行う時間を設定している授業が多いほど、生徒の授業理解度が高く、平均正答率も高い傾向があることが示されている。

次に、別冊40ページを御覧願いたい。「(6) 平日の家庭学習時間」の①からは、1年生において、2時間以上家庭学習時間を確保している生徒の割合が減少している。2年生の学習時間は増加傾向にあるが、その割合は14.3%に留まっている。

次に、別冊44ページを御覧願いたい。「(10) ②平日に家の中で最も時間をかけて行っていること」に関する調査からは、スマートフォン等を使用した「ゲームや動画、情報収集」、「電話やメール、SNS等」に最も時間を費やす生徒が、1、2年生ともに7割を超えており、年々増加傾向にある。

次に、別冊45ページを御覧願いたい。「(11) ①平日にスマートフォン等を勉強以外に使用する時間」に関する調査では、1、2年生ともに「2時間以上」と回答した生徒が7割を超え、さらに「3時間以上」と回答した生徒は1年生で44.6%、2年生では49.1%となっている。

次に、別冊46ページを御覧願いたい。「(11) ④休日にスマートフォン等を勉強以外に使用する時間」に関する調査では、令和2年度以降、休日に「6時間以上」使用する生徒の割合が著しく上昇しており、長時間のスマートフォン等の使用が習慣として定着しつつあるものと考えられる。

次に、別冊51ページを御覧願いたい。本調査結果を踏まえ、県教育委員会としては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や「目標や振り返りを意識した授業」の実践、「探究的な学びの充実」に向けた取組をさらに推進していく。また、スマートフォン等の長時間使用については、生徒の学習活動や家庭生活に影響を与える大きな課題であると認識しており、家庭と学校との一層の連携を促し、スマートフォン等のより望ましい使用方法について考えさせるとともに、対話を通して生徒自身に自らの生活を振り返ることを促し、生徒の「自己の生き方を考え設計する力」を育成するよう努めていく。

なお、本調査結果については、研修会等において学校における活用の好事例を県内に普及するなどして、具体的な学習指導や進路指導等の改善につながるよう、取組を推進していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

授業の工夫等により、学力が少し伸びている傾向にあることがわかった。先生の努力の賜物と思う。ただ、スマートフォンの使用時間の話があったが、先生が授業を工夫して頑張っているにもかかわらず、子供たちの方がスマートフォンなどに多くの時間を費やしてしまっているという状況は深刻な問題であると思う。最近、電車で高校生がスマートフォンのゲームに熱中している様子を見て、これは学力が伸びないだろうと感じた。自分たちが高校生の時は、電車に乗っているわずかな時間であっても英単語を覚えたり読書したりしていたので、そういった部分で違いは出てくると思う。そうやって通学中にゲームをやっていると、学校に着いてからもゲームのことから頭を切り替えられないと思うので、どうやってスマホ依存から脱却するかというのは大きなテーマであると思う。先ほどのグラフを見ても、コロナ禍で使用時間が増えてしまったことで依存状態に入りつつあると思うし、スマートフォンの使用に心地良さを覚えてしまい、そこから抜け出せなくなってしまうという実態があると思う。そこに先生が宿題や家庭学習をさせよ

うと不安をあおったり、勉強を強制したりすると、逆にそこから逃げるためにさらにスマートフォンに依存してしまっていて逆効果になることも考えられる。スマートフォンに時間を費やすよりも自分が成長している実感が見つけられないものを見つけていかないと、脱却するのは困難だと思う。もう1点、依存にも段階があって、ゲームなどに興味を持ち始めた段階だと引き戻せる可能性が高いが、私が電車で見かけた高校生のような段階だと難しいのかなと思う。どの段階でどのようなアプローチをとれば引き戻せるのかといったことも知っておく必要があるのではないかな。まだ自分の中でも整理できているわけではないが、先日の教育懇話会でスマートフォンに関連する講演を聞いて、そのように感じた。

高校教育課長

我々としても、スマートフォンの長時間使用については非常に深刻な問題であり、依存という御指摘もそのとおりだと思う。以前は、コミュニケーションツールとしてスマートフォンを使用する時間が長かったが、現在ではゲームや動画を視聴する時間が長くなっている。こういった傾向が社会全体に広がっている中で、子供たちの興味もそちらに向けてしまっているというのが大きな要因と考えている。私自身、地下鉄などで周りを見ても、高校生に限らずほとんどの人がスマートフォンに目を向けており、社会全体がそういった状況にある中で高校生だけにスマートフォンの使用を控えるように指導したとしても、効果は薄いのではないかと感じることもある。ただ、高校生には高校生としてやらなければならないことがあるので、頭の切り替えができるような何かを本人たちに考えさせることが重要と思っているが、これは親や教員など大人たちがいくら言っても響かないと思われる。資料にもあった、スマートフォンの使用時間が長くなればなるほど正答率が低くなるというのは、この調査に限らず全国的な調査でも示されているため、そういった材料を与えながら生徒自身に考えさせる機会を与えられるよう、各学校の取組等を共有できる場などを検討してまいりたい。

齋藤委員

正答率の上昇は全国的な傾向か。

高校教育課長

県独自の調査であるため、比較はできかねる。上昇の要因については、問題の難易度も関係しているため一概には言えないが、手がかりになるものとしては、先ほども御説明したとおり課題を見つかりたり解決したりする学習活動を行う時間が多いほど、授業の理解度が高まる傾向にある。そういった授業が主流になっていけば、子供たちの興味関心も高まり、いわゆる学びに向かう力が高まることで、最終的に学力の向上につながっていくと考えている。

齋藤委員

正答率が上昇したことは嬉しいことだが、上昇の要因やこの結果がどの程度実態を伴ったものであるかがよくわからないため、こんなに簡単に変化するのかなという思いもある。仮に授業改善などの成果が現れているのであれば、あとは課題となっているスマートフォンの使用時間をいかに減らしてこちら側に引き寄せられるかということになると思うので、先ほど御説明いただいた授業改善を進めていただくことが重要だと感じた。また、先ほど話にも出たが、世の中で多くの人がスマートフォンに夢中になってしまっていて、もしかすると家庭でも家族がそのような状況ということもあるかと思うが、こういった状況にあってスマートフォンの使用時間が長くない子供というのはいるのか。

高校教育課長

別の調査によると、本県の高校生のスマートフォンの所有率は99.5%と、ほぼ100%に近い状況だが、当然そのすべてが何時間もスマートフォンを使用しているというわけではない。別冊資料44ページのグラフにもあるとおり、家庭においてスマートフォンでゲームや動画の視聴、電話やメールといったことに最も時間を費やしているのは、令和4年度の高校2年生では73.9%となっている一方で、家庭学習や読書、自分の趣味などに時間を費やす生徒も少数ではあるが一定程度存在する。そういった生徒の状況なども参考にしていくことで、スマートフォンの使用時間を減らしていく方法

も考えていけるのではないかと感じた。

(3) 令和5年度県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について (説明者：高校教育課長)

令和5年度県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について御説明申し上げます。資料は、3ページから6ページである。

新型コロナウイルス感染症への対応については、基本的には昨年度と同様の対応である。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合」についてであるが、適性検査日当日までに退院または療養解除されていない感染症罹患患者及び①の項目に1つでも該当する濃厚接触者又は感染の可能性がある者は、受検できないこととし、特例措置として調査書による選抜を行う。また、②の項目全てに該当する濃厚接触者又は感染の可能性がある者は、別室で受検できることとする。

なお、資料5ページには、別紙1として「感染症罹患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について」を、資料6ページには、別紙2として受検可能な濃厚接触者が受検する際に用いる「健康状態チェックリスト」を掲載しているのので、後ほど御覧願いたい。

次に、「2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患していない、かつ、濃厚接触者に特定されていない場合」について、その対応をまとめている。受検者に発熱症状等がない場合は検査を受検できることとしているが、検査日直前に療養解除された又は周囲に感染者等が確認されたことによる受検者の精神的不安にも配慮して、小学校長からの申請により別室受検を認めることとしている。

続いて、資料4ページを御覧願いたい。「3 調査書による選抜(特例措置)又は別室受検の申請について」には、申請の手続についてまとめている。

「4 検査会場となる県立中学校・高等学校における対応について」であるが、受検会場である県立中学校・高等学校において、生徒及び教職員に感染者が出た場合には、検査会場の消毒等の対応が必要であることも想定されることから、不測の事態にも対応するため、検査前日の1月6日(金)を臨時休業とすることとした。

「5 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について」は、資料に記載のとおりである。

「6 その他」については、(1)にあるように、調査書の取扱については、出席日数や学習評価の内容、諸活動の記録等により受検者が不利益を被ることのないよう配慮することとしている。

これらの対応については、小学校及び県立中学校への通知による情報提供のほか、当課ホームページや報道等を通じて周知を図り、受検者が不安を抱くことのないよう、十分配慮していく。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、更なる対応や配慮事項等の検討も行っていく。

本件については、以上である。

(質 疑) (質 疑 な し)

1 2 資料(配布のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和5年3月高等学校卒業予定者就職内定状況(10月末現在)

(3) 令和5年度宮城県立特別支援学校幼稚部・高等部・専攻科選考 宮城県特別支援学校高等学園入学者選考

1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和4年12月16日(金)午後1時30分から開会する。

1 4 閉 会 午後3時40分

令和4年12月16日

署名委員

署名委員